

○行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について

平成29年2月8日

道本運管第2955号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領については、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について」(平28. 3. 23道本運管第3304号。以下「旧通達」という。)に基づいて実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が、平成29年3月12日から施行されることから、別添のとおり「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領」(以下「要領」という。)を定め、平成29年3月12日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、平成29年3月12日付けで廃止する。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第104条の3第2項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)及び法第104条の3第3項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による運転免許証(以下「免許証」という。)の保管等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 処分書 法第104条の3第1項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)に規定する書面(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書)をいう。
- (2) 出頭命令書 出頭命令をする際に交付する書面(府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2)をいう。
- (3) 保管証 免許証を保管する際に交付する書面(府令別記様式第19の3の6、別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4)をいう。
- (4) 出頭命令通知書 法第104条の3第4項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による通知のための書面(府令別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5)をいう。
- (5) 処分手配者 所在不明、不出頭等の理由により「北海道警察運転者管理業務実施

要領の制定について」(平28. 3. 23道本運試第3491-2号(情・運管合同)。以下「実施要領」という。)に定める処分手配登録(以下「処分手配登録」という。)をされた行政処分の未執行者をいう。

- (6) 行政処分書 違反報告書、実施要領に定める違反登録又は事故登録を行うために作成する登録用の原票その他行政処分手続に関する調査書類をいう。
  - (7) 認知警察官 処分手配者の所在を知った警察官をいう。
  - (8) 所属署等 認知警察官の所属する警察署又は警察本部若しくは方面本部の所属をいう。
  - (9) 認知県警察 処分手配者の発見現場を管轄する都道府県警察(方面本部を含む。以下同じ。)をいう。
  - (10) 手配県警察 処分手配登録をした都道府県警察をいう。
  - (11) 住所地県警察 処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。
  - (12) 主管課 警察本部運転免許管理課又は各方面本部の交通課をいう。
  - (13) 行政処分担当課 主管課及び都道府県警察において法に基づく行政処分事務を担当する所属をいう。
- 3 出頭命令書、免許保管証及び出頭命令通知書の様式
- (1) 出頭命令書と免許保管証の共用様式  
府令別記様式第19の3の5の「出頭命令書」及び府令別記様式第19の3の6の「免許証保管証」を共用する書式については別紙1のとおりとする。
  - (2) 様式及び構成  
ア 出頭命令書、免許保管証及び出頭命令通知書は、「(甲) 出頭命令書・免許保管証」(以下「甲」という。)、 「(乙) 出頭命令書・免許保管証」(以下「乙」という。)及び「出頭命令通知書」(以下「通知書」という。)の3枚1組で構成し、その様式は、別紙1、別紙2及び別紙3のとおりとする。  
なお、それぞれの大きさは、縦250ミリメートル、横120ミリメートルとする。  
イ 出頭命令書、免許保管証及び出頭命令通知書の1組の甲及び乙の番号は同一番号とし、組ごとに通し番号を印刷するものとする(通知書には番号は付与しない)。
- 4 行政処分手配者登録名簿の作成等
- (1) 名簿の作成  
主管課は、処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について行政処分手配者登録名簿(別記第1号様式。以下「名簿」という。)を作成し、認知警察官からの照会又は協議に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。
  - (2) 名簿の引継ぎ  
名簿は、執務時間外においても照会又は協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時に警察本部にあっては交通部、方面本部にあっては運転免許試験場の各当直(週休日及び休日における日勤勤務を含む。)員に引き継ぐものとする。
- 5 都道府県警察相互の連絡及び協力

主管課は、処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等の事務の処理に当たっては、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課が相互に緊密な連絡と協力の下に行えるように配慮するものとする。

## 第2 処分手配者発見時の事務処理要領

### 1 認知警察官の措置等

#### (1) 照会センターへの照会時の確認

認知警察官は、警察本部情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）から処分手配者である旨の回答を受けたときは、次の事項を確認すること。

ア 手配年月日及び手配県警察

イ 氏名及び生年月日

ウ 処分種別及び処分日数

エ 免許証番号（免許証不携帯の場合に限る。）

#### (2) 出頭命令及び免許証の保管等

ア 処分手配の内容説明及び現住所地等の確認

認知警察官は、処分手配者に対し、処分手配の内容並びに出頭命令及び免許証の保管の手続を説明すること。この場合において、処分手配者の現住所が処分手配時の住所と異なっているときは、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認すること。

イ 手配県警察の行政処分担当課への照会

前事項において、処分手配者から、処分は既に執行されている又は処分の根拠となった違反若しくは事故を思いつかない等の抗弁を受けたときは、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、当該行政処分担当課の事務を処理する当直等とする。以下同じ。）に照会し、次の事項を確認した上で説明すること。

(ア) 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

(イ) 前歴回数

(ウ) 累積点数

ウ 住所地県警察の行政処分担当課との協議

認知警察官は、処分手配者の出頭先となる住所地県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定して処分手配者に対し、出頭命令及び免許証の保管の措置を執ること。

#### (3) 出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の作成要領等

ア 作成要領

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書は、出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の記載要領（別記第1）に基づき、作成すること。

イ 出頭命令通知書のあて先

出頭命令通知書は、住所地県警察の公安委員会宛てに送付すること。ただし、手配県警察と住所地県警察が異なる場合にあつては、手配県警察の公安委員会に対しても出頭命令通知書の写しを送付すること。

#### (4) その他の留意事項

ア 保管証を交付する際の教示

保管証を交付する際には、免許証の保管制度の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示すること。

イ 免許証不携帯の場合の措置

処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみを交付すること。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

処分手配者に係る免許証が法第101条第1項に規定する更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書の交付のみを行い、免許証の保管の措置を講じないこと。この場合において、出頭日時は、住所地県警察の行政処分担当課と協議の上、有効期間の満了する日以前の日を指定すること。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管との関係

交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項の規定による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、告知票（書）の下部余白に処分手配者である旨を赤色で記載するとともに、住所地県警察及び認知県警察の行政処分担当課にその旨を通報すること。

(5) 認知警察官の事後措置

出頭命令書及び保管証を処分手配者に交付した認知警察官は、当該交付日の翌日までに、出頭命令通知書とその写し、保管免許証並びに出頭命令書及び保管証の各写しを所属署等に提出すること。

2 所属署等の措置

認知警察官から出頭命令通知書等を受領した所属署等は、主管課に報告の上、必要な指示を受けて、住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書及び保管免許証を送付し、その状況を保管制度適用処理簿（別記第2号様式）に記録しておくものとする。ただし、住所地県警察と手配県警察が異なる場合は、出頭命令通知書にあっては手配県警察の行政処分担当課に送付するものとする。

3 主管課の措置

(1) 住所地県警察としての出頭日時及び場所の指定

主管課は、認知警察官から前記第2の1の(2)のウの事項に定めるところにより処分手配者の出頭日時及び場所の指定について協議を受けたときは、次に掲げる事項を考慮し、原則として出頭日が処分手配者の発見の日から20日以内の日となるように指定するものとする。

ア 処分手配者の住所地から出頭場所までの距離、交通手段等

イ 出頭命令通知書、保管免許証、処分書、行政処分書の写し等の到達に要する期間

(2) 認知県警察、手配県警察又は住所地県警察としての事後措置

ア 認知県警察としての事後措置

主管課は、所属署等から前記第2の2の事項に定める報告を受けたときは、出頭命令通知書及び保管免許証の送付等について指導するとともに、住所地県警察及

び手配県警察の行政処分担当課に連絡するものとする。この場合において、住所地県警察と手配県警察が同一であるときは、併せて処分の執行の依頼を行うものとする。

#### イ 手配県警察としての事後措置

主管課は、認知県警察の行政処分担当課から処分手配者の発見に関する連絡を受けたときは、速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し処分の執行を依頼するものとする。

#### ウ 住所地県警察としての事後措置

主管課は、手配県警察の行政処分担当課から処分の執行の依頼を受けたとき（認知県警察の行政処分担当課から、住所地県警察と手配県警察が同一であるとして処分の執行の依頼を受けたときを含む。）は、次に掲げるところにより必要な措置を執るものとする。

##### (ア) 更新期間が到来する処分手配者の措置

処分手配者が出頭した時点で、免許証の取消処分の対象となる者については直ちに処分を執行し、免許証の停止処分の対象となる者については更新手続が終了した後に処分を執行すること。

##### (イ) 交通違反による免許証の保管を受けた処分手配者の措置

交通違反により法第109条第1項の規定による免許証の保管を受けた処分手配者については、当該交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令及び免許証の保管の措置を執ること。

##### (ウ) 処分手配者から出頭日の変更の要求があった場合の措置

出頭命令書の交付を受けた処分手配者から、個人的な事情等で指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の要求があった場合には、出頭命令書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を指導すること。

##### (エ) 処分手配者出頭時の措置

a 処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分を執行すること。

b 保管証については、処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、次により措置すること。

(a) 停止処分の場合は、引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還の要求があった時点で直ちに返還すること。

(b) 取消処分の場合は、法第107条第1項の規定により返納されたものとみなすこと。

(c) 自動車等の運転禁止処分の場合は、前記(a)の事項に定めるところにより措置するほか、当該処分の期間中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により当該処分に係る国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を返還すること。この場合において、当該処分の期間中に本邦に再上陸する予定である者に対しては、法第107条の5第7項の規定により、再上陸する際には、住所地を管轄する公安委員会に再上陸の際に所持する国際運転免許証等を再提出し

なければならないことを説明するとともに、再上陸する際には所持する国際運転免許証等を再提出する旨の誓約書を徴すること。

#### 4 参考資料

- (1) 認知警察官の事務処理にあつては認知警察官の事務処理の流れ（別記第2）を、処分手配者発見から処分執行までの事務処理にあつては処分手配者発見から処分執行までの事務処理の流れ（別記第3）をそれぞれ参照の上、円滑かつ適正に処理するものとする。
- (2) 所属署等及び主管課における処分手配者発見後の事務処理については、処分手配者の現住所に応じて対応が異なることから、所属署等及び主管課の事例別事務処理要領（別記第4）を参照の上、誤りのないようにするものとする。

※ 別紙、別記様式等省略